



鳥取県公報

平成15年 2月12日(水)
第 7 4 5 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	青少年に有害な図書類の指定 (74) (県民活動推進課)	1
	開発行為に関する工事の完了 (75) (都市計画課)	2
	物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等 (76) (出納課) ...	2
選管告示	選挙管理委員会の招集 (3)	4
正 誤	平成15年 1月10日付鳥取県告示第 6 号中訂正.....	4
	平成15年 1月28日付鳥取県告示第46号中訂正.....	5
	平成15年 1月28日付鳥取県告示第47号中訂正.....	5

告 示

鳥取県告示第74号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年鳥取県条例第34号) 第13条第 1 項の規定に基づき、同項第 1 号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成15年 2月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発行記号等	表示された発行所名
6931	雑誌その他の 刊行物	アクトレス 3月号 VOL. 245	雑誌 01471 - 03	株式会社リイド社
6932	"	ブブカマックス 3月号	雑誌 18011 - 3	株式会社コアマガジン
6933	"	That's DAN 2003 Vol. 42	雑誌 04117 - 03	株式会社パウハウス
6934	"	漫画ばんがいち 3月号	雑誌 18295 - 3	株式会社コアマガジン
6935	"	Beppin School 2003 2 No. 139	雑誌 07971 - 02	英知出版

6936	"	ドーヨ！ Vol. 24	雑誌 07374 - 02	株式会社パウハウス
6937	"	漫画実話ナックルズ ケータイバンディッツ3 / 10号増刊 vol. 4	雑誌 13320 - 3	株式会社大洋図書

鳥取県告示第75号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成15年2月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 開発許可の年月日及び番号

平成13年11月12日鳥取県指令都計30第3104号

2 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡若桜町大字赤松字外権現及び内権現

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡若桜町大字若桜801 - 5

若桜町長 宮本義雄

鳥取県告示第76号

平成15年度において県が発注する物品等の売買、修理等及び役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務に係るものを除く。）に係る調達契約の競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により告示する。

平成12年鳥取県告示第486号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）及び平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達に係る競争入札参加資格者の申請手続等について）に基づいて認定された資格は、この告示に基づいて認定された資格とみなす。

平成15年2月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業種区分

競争入札参加資格（以下「資格」という。）の業種区分は、調達する物品等又は役務の種類に応じ、次のとおりとする。

文具・事務用機器類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、繊維・皮革・ゴム類、印刷類、車両・船艇及び航空類、電気通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工事用材料類、看板・塗料類、役務、食品類、雑類並びに払下品類

2 申請の受付時期

平成15年2月12日から同年3月11日まで（郵送による場合は、同日の消印のあるものまで）とする。なお、それ以降の時期においても、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 願書の入手方法

競争入札参加資格審査願（以下「願書」という。）は、鳥取県出納局出納課、鳥取県中部県民局（鳥取県中部総合事務所内）及び鳥取県西部県民局（鳥取県西部総合事務所内）で配布する。なお、郵送による願書の請求は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角2）を同封し、鳥取県出納局出納課に行くこと。

(2) 願書の提出方法

願書に次の書類を添え、鳥取県出納局出納課用度係（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7433）へ提出すること。なお、郵送による場合は、書留郵便とすること。

ア 経営実態調書（所定の様式によること。）

イ 法人にあっては資格審査申請時の直前の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては資格審査申請時の直前に提出した所得税確定申告書の写し

ウ 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第8号書式（以下「第8号書式」という。）その3の3）並びに県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（第8号書式その3の2）並びに県税（延滞金及び加算金を含む、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書（いずれも資格申請時前1年以内において納税義務の発生したものに限り、法人であって鳥取県内に事業所がないものは県税に未納がないことを証する納税証明書の提出は不要とする。）

エ 法人にあっては登記簿謄本の写し（ただし、資格申請時前3月以内に発行されたものに限る。）

オ 営業に必要な許可、認可、届出、登録等の証明書の写し（該当する場合に限る。）

カ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことを証する書類（個人の場合のみ必要）

キ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書

ク 委任状（委任する場合に限る。）

ケ 代理店又は特約店証明書（該当する場合に限る。）

コ 使用印鑑届（見積り、入札、契約の締結並びに代金の請求及び受領の際に、印鑑証明がされた印鑑以外の印鑑を使用する場合に限る。）

(3) 願書等の作成に用いる言語

ア 願書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ウ 添付書類の金額欄については、出納官史事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 資格の決定

資格は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行う審査の結果に基づき決定する。

(1) 資格審査申請時までの営業年数

(2) 資格審査申請時の直前の2営業年度における製造高、販売高又は収入高について算定したそれぞれの年間平均

(3) 資格審査申請時の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における流動比率

(4) 資格審査申請時における従業員の数

(5) 直前決算における機械器具、車両、運搬具等の残存価格

(6) 直前決算における自己資本

(7) その他経営及び信用の状態

5 競争入札に参加することができない者

次に掲げる者には、資格を付与しない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 次の各項目のいずれかに該当すると認められる者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）で、その事実があった後2年を経過していないもの。
- ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
- (3) 願書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
- (4) 手形の不渡り処分を受けた者及び決算の内容により経営状態が不健全であると認められる者
- (5) 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けている者
- 6 資格審査の結果の通知
- 資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。
- 7 資格の有効期間
- 資格の有効期間は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。ただし、2のなお書により随時申請をした場合は、資格を付与されたときから平成16年3月31日までとする。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第3号

平成15年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成15年2月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成15年2月13日（木） 午後2時15分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
- (1) 第15回統一地方選挙について
- (2) その他

正 誤

平成15年1月10日付鳥取県告示第6号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
4	4	字津多	字津田

平成15年1月28日付鳥取県告示第46号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
7	20	城ノ上	字城ノ上

平成15年1月28日付鳥取県告示第47号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
8	13	西伯郡江府町	日野郡江府町

